

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の
実施による早期解決を求める意見書

昭和23年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的としていた。

そのため、平成8年に同法が母体保護法に改正されるまでの半世紀近くにわたり、遺伝性精神疾患や知的障害などを理由に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知、都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきた。

旧厚生省の衛生年報等によれば、旧優生保護法に基づき全国で優生手術を受けた約25,000名のうち、強制不妊手術の被害者は6割を超える約16,500名に達し、本県においては全国で2番目に多い約1,400名であったことが判明している。

本年1月、旧優生保護法下で遺伝性精神薄弱と診断され、中学3年生のときに優生手術を強制された本県の60代の女性が、子どもを産み育てる基本的な権利を奪われ、また、被害者救済制度をつくってこなかったとして、国に対し、国家賠償法による損害賠償の訴えを仙台地方裁判所に起こした。旧優生保護法に係る訴訟は初めてであるが、これまで国は、平成10年の国連の自由権規約委員会や、平成28年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告に対して、何ら対応をしていない。

しかし、かつてのハンセン病患者の救済に鑑みても、誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白であり、過去の反省に立って、1日も早く政治的及び行政的責任に基づく解決策を実現すべきである。

よって、国においては、優生手術の被害者が既に高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともにますます困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うとともに、被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

宮城県議会議員 中島源陽



衆議院議長 大島理森 殿